

令和4年度 人事院勧告による影響額（嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

条例名	令和4年度 施行・適用				影響額（円）
	条番号	改正内容	改正根拠等	具体的内容	
嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	第3条	議員等期末手当率の改正（第9条部分）	特別職の職員の給与に関する法律の一部改正	12月支給分1.625月分⇒1.675月分へ <b>0.05月分引き上げ</b>  ※年間支給率を3.25月分⇒3.3月分。令和4年度は12月支給分で率を調整（6月既支給分1.625月分）	（報酬）（役職加算） 議長 432,000円 × 1.2 × 0.05月 = 25,920円…① 副議長 389,000円 × 1.2 × 0.05月 = 23,340円…② 議員 370,000円 × 1.2 × 0.05月 = 22,200円…③ <b>合計（①+②+③×14人） 360,060円…(A)</b>
嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例	第5条	市長、副市長及び教育長の期末手当率の改正（第2条部分）			（給料）（役職加算） 市長 765,000円 × 1.2 × 0.05月 = 45,900円…④ 副市長 619,200円 × 1.2 × 0.05月 = 37,152円…⑤ 教育長 576,600円 × 1.2 × 0.05月 = 34,596円…⑥ <b>合計（④+⑤+⑥） 117,648円…(B)</b>

総計 (A)+(B) = 477,708円

地方公務員法の一部を改正する法律  
(地方公務員の定年引き上げ関係) 【令和5年4月1日施行】

# 地方公務員の定年引き上げについて

(嘉麻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について)

令和4年12月定例会  
人事秘書課

## 1. 定年引き上げの概要

令和3年6月「国家公務員法の一部を改正する法律」

「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立【令和5年4月1日施行】

### 【法改正の趣旨】

少子高齢化が進み、生産年齢の人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承しようとするもの。



現行**60歳**の定年を

**令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度（2031年度）以降は、65歳**とし、以下の措置を講ずる。

1. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）の導入
2. 定年前再任用短時間勤務制度の導入
3. 情報提供・意思確認制度の新設
4. 60歳に達した職員の給与に関する措置（60歳前の7割水準）

## 2. 定年の段階的引き上げ

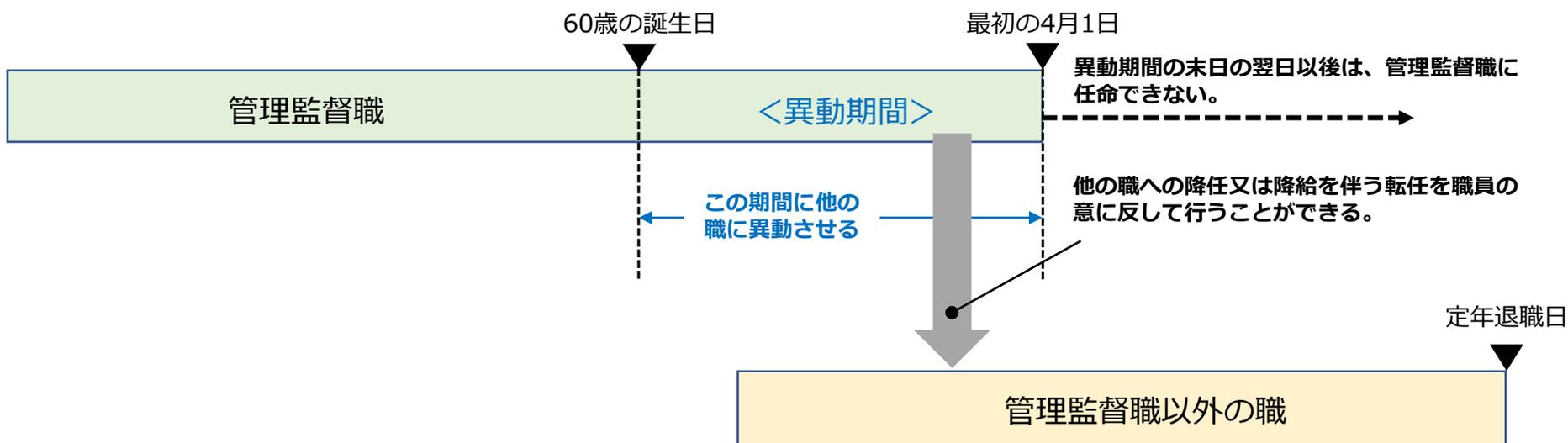
年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
S31.4.2 ~S32.4.1	65歳 再任用												
S32.4.2 ~S33.4.1	64歳 再任用	65歳 再任用				2023年度(令和5年度)から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、2031年度(令和13年度)以降は、65歳となる。 ※なお、段階的な引き上げにより、2年に1回、定年退職者が発生しない年度がある。							
S33.4.2 ~S34.4.1	63歳 再任用	64歳 再任用	65歳 暫定再任用										
S34.4.2 ~S35.4.1	62歳 再任用	63歳 再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用									
S35.4.2 ~S36.4.1	61歳 再任用	62歳 再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用								
S36.4.2 ~S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用							
S37.4.2 ~S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 暫定再任用	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用						
S38.4.2 ~S39.4.1	58歳	59歳 (情報・意思)	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用					
S39.4.2 ~S40.4.1	57歳	58歳	59歳 (情報・意思)	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用				
S40.4.2 ~S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳 (情報・意思)	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用			
S41.4.2 ~S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳 (情報・意思)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫定再任用		
S42.4.2 ~S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳 (情報・意思)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ~S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳 (情報・意思)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

### 3-①. 定年引き上げに伴う措置

#### ① 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織としての活力を維持するため、管理職手当の支給対象となっている職の、役職定年年齢を60歳を基本とし、管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職以外の職に異動させる。

#### <役職定年による降任等のイメージ>



#### 【例外措置】

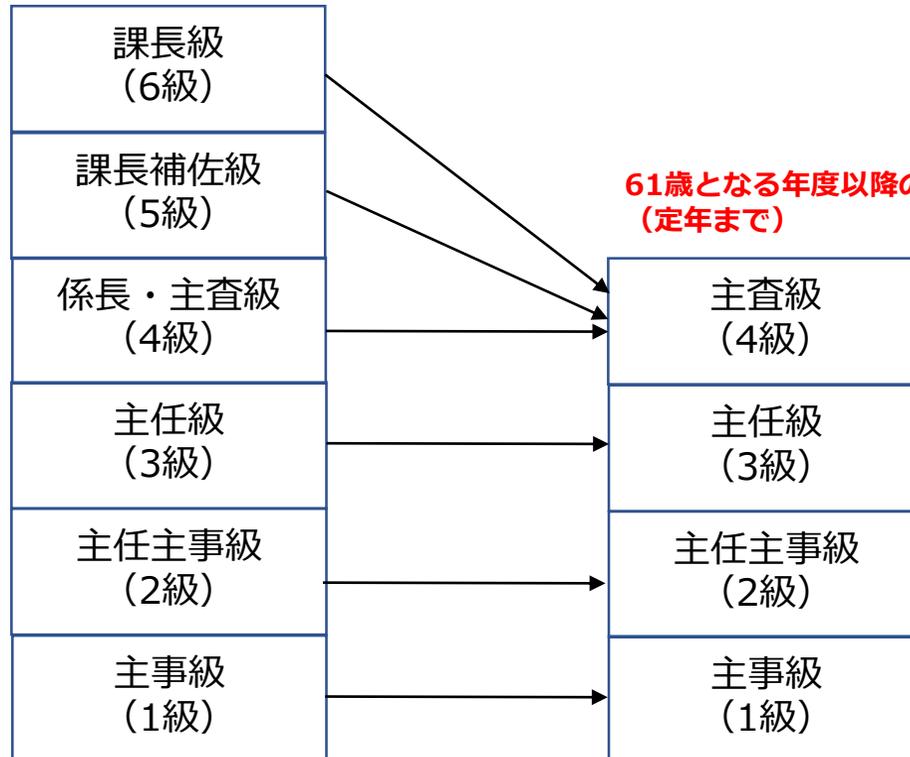
職務の特殊性や欠員補充の困難性がある職の場合は、役職定年の例外措置（管理監督職勤務上限年齢を61歳～64歳とすること）も可能。

## 本市の具体的なイメージ図

本市においても、管理監督職（課長補佐級以上の職）に就く職員を原則60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）で非管理監督職（原則、主査級の職）に異動させる役職定年制を設ける。

なお、特定日の前日の職位が主査級以下の場合は、それまでに就いていた職位と同じ職位として引き続き勤務することとなる。

**60歳到達時の役職  
(3月31日まで)**



**61歳となる年度以降の役職  
(定年まで)**

※ 定年引き上げ職員の業務内容

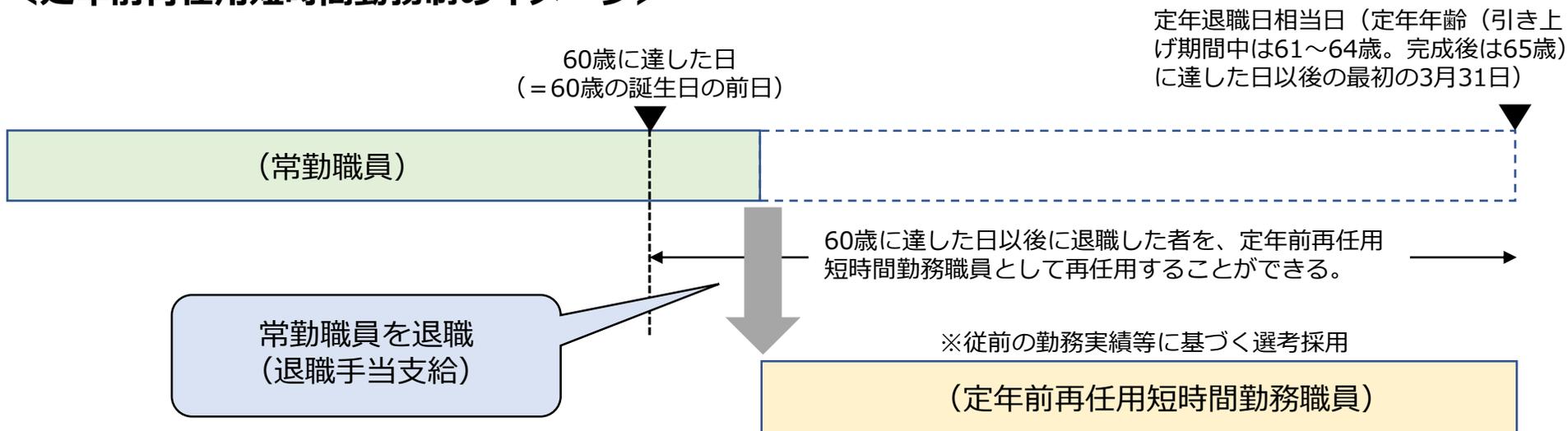
定年引き上げの対象となる高齢期職員に期待されている役割としては、業務担当で即戦力としての活躍、若手職員への支援や育成、管理監督職経験を活かし上司のフォローやサポート、管理監督職時代に気づいた業務改善などがあげられる。

### 3-②. 定年引き上げに伴う措置

#### ② 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、多様な働き方のニーズに対応するため、本人の希望により、短時間勤務の職で再任用することができる制度。任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日まで。（勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様。）

#### <定年前再任用短時間勤務制のイメージ>



#### ※任期の違い

- ・ 定年前再任用短時間勤務 ⇒ 常勤職員の定年退職日に当たる日まで
  - ・ 現行の再任用制度（短時間勤務）⇒ 1年を超えない範囲内
- ▶なお、現行の再任用制度は、令和13年度末まで「暫定再任用制度」として措置される。

### 3-③. 定年引き上げに伴う措置

#### ③ 情報提供・意思確認制度について

今回の改正に伴い、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されるほか、給与水準が60歳時点の7割に設定されるなど、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、60歳以後に勤務する前の段階において、60歳以後の任用・給与・退職手当の制度について職員が十分認識し、60歳以後の勤務の意思を決定することが適当であることから、十分な情報提供を行うとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

##### 1 職員が60歳（現行定年）に達する年度の前年度における情報提供の義務

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとする。

##### 2 勤務継続の意思の確認の努力義務

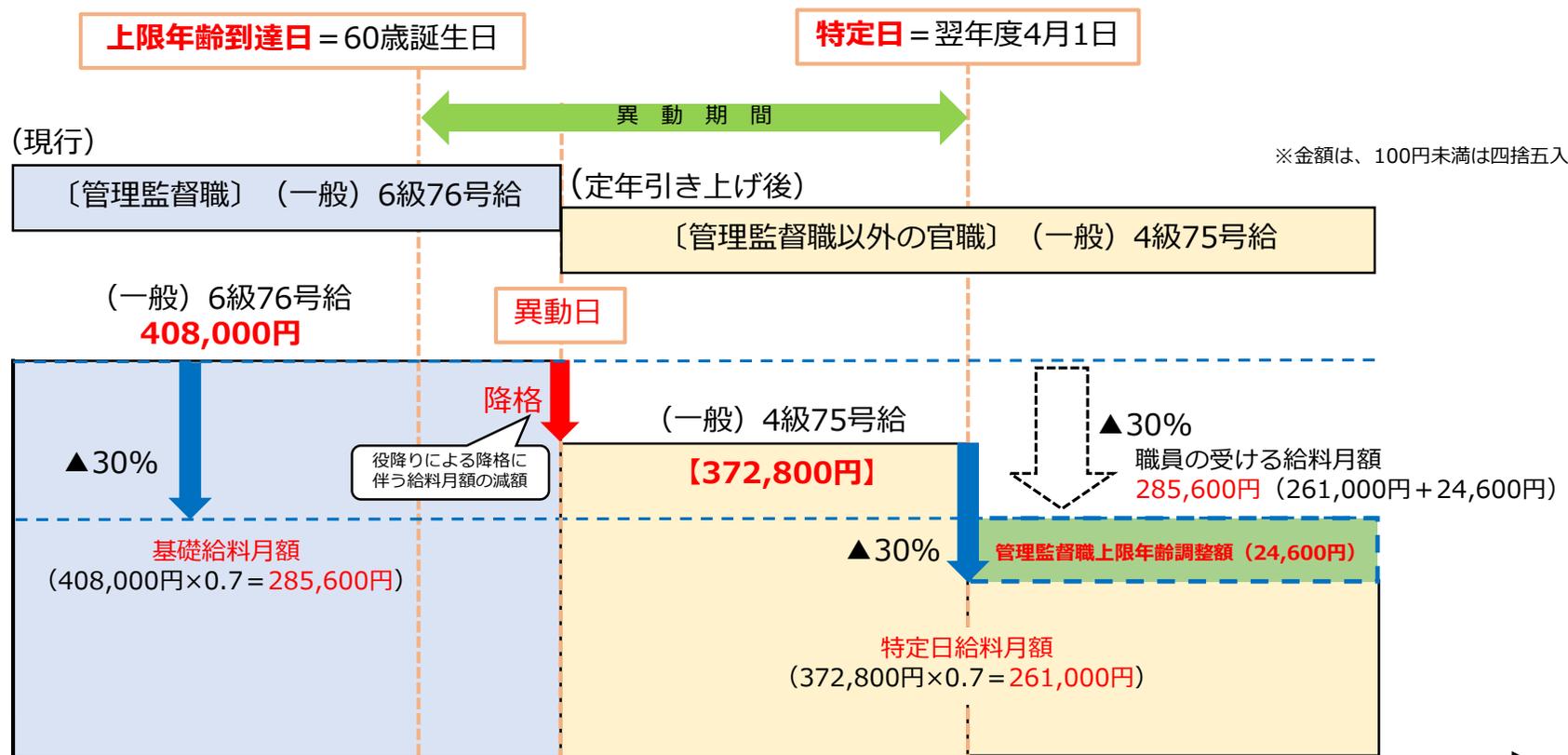
上記1の情報提供を行った上で、60歳（現行定年）に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するように努める。

### 3-④. 定年引き上げに伴う措置

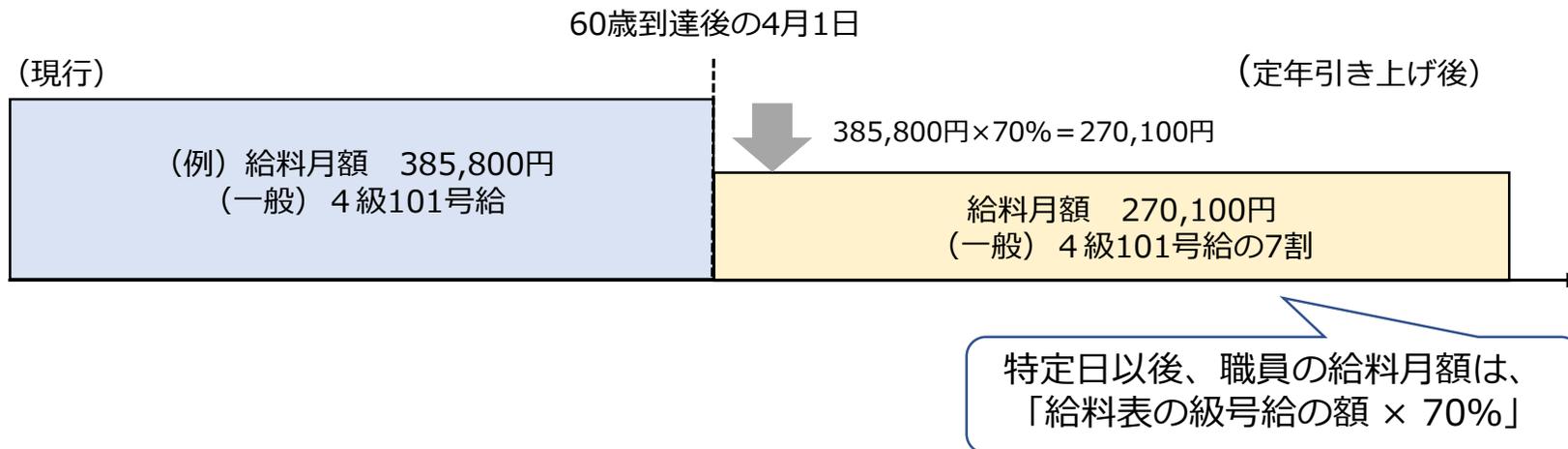
#### ④ 60歳に達した職員の給与等について（給与水準）

給料月額は、当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、原則、「7割水準」となる。

##### ケース①【管理監督職の場合】



## ケース②【非管理監督職（係長又は主査）の場合】



## 退職手当について

- 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとする。
- 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も「**ピーク時特例**」が適用される。

定年延長に伴い、**退職手当は、減額されない。**

- ◆ 特定日以後の給料7割水準の職員  
「特定減額前給料月額」は、特定日前の最も高かった給料月額  
「退職日給料月額」は、退職日の給料月額（7割水準の給料月額）

嘉麻市観光拠点施設（足白農泊施設）指定管理者予定者の概要

- ・団体名称  
株式会社リナシェンテマジック（設立：平成23年9月）
- ・所在地  
石川県金沢市八日市3丁目604番地
- ・資本金  
900万円
- ・代表者  
代表取締役 木下孝治
- ・従業員数  
29名（アルバイト含む）
- ・実績  
石川県能美市のウェルネスハウスSARI（令和3年10月から指定管理者指定）
- ・備考  
回転寿司全国チェーンの「金沢まいもん寿司」を展開する株式会社エムアンドケイの100%子会社。指定管理事業など地方創生事業を担う法人

参考（親会社の概要）

- ・法人名称  
株式会社エムアンドケイ（設立：平成11年4月）
- ・本社  
石川県金沢市八日市3丁目604番地
- ・代表取締役  
木下孝治
- ・資本金  
5000万円
- ・従業員数  
800人（令和3年3月末時点）
- ・経営店舗数  
45店
- ・M&Kグループ  
グループ法人数 15社  
グループ売上高 90億円

# 嘉麻市財政計画の概要

(令和4年改定版)

令和4年度～令和14年度

令和4年第17回まちづくりに関する調査特別委員会

## 【別添資料】

- ① 07 財政計画（令和4年改定版）
- ② 08 財政計画（令和3年改定版）※参考
- ③ 09 財政計画の推計方法（令和4年改定版）

## ～ 財政計画とは ～

総合計画などに定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたつて限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営をする必要があるため策定する計画

## ～ 財政計画のポイント ～

- 1 現時点で判明している、国等から示された客観的な指標等に基づき推計
- 2 将来、確実に発生する経費の費用化
- 3 将来の財政負担の軽減を図るための基金の有効活用

## ポイント1ー(1) 人口減少

令和 2年国勢調査人口【確定値】 35,473人

令和 7年国勢調査人口【推計値】 31,373人

令和12年国勢調査人口【推計値】 27,898人

国立社会保障・人口問題研究所推計

### 《財政的にプラスの影響》

- ① 年少人口の減少に伴う児童手当や保育所経費などの経費の減 【年▲2.0%】

### 《財政的にマイナスの影響》

- ① 地方交付税の減
- ② 生産年齢人口の減少に伴う市町村民税の減 【年▲2.1%】
- ③ 高齢者人口の増加に伴う老人福祉扶助費などの経費の増 【年1.7%~2.4%の増】

## ポイント1ー(2) 普通交付税の確実な見込み

令和4年度交付決定額をベースに、国(内閣府)から示された「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年7月29日経済諮問会議提出)を参考に、見込額を推計

- ① 人口減少の影響を見込む。
- ② 合併特例事業債などの公債費算入を見込む。

## ポイント2一(1) 国民健康保険事業の累積赤字額を費用化

累積赤字額 300百万円の解消のための経費を計上

## ポイント2一(2) 義務教育学校施設整備事業などを計上

事業名	計上年度	総事業費	財源内訳				地方債借入条件
			国・県補助金	地方債	その他	一般財源	
義務教育学校施設整備事業 (学童保育所整備事業を含む)	令和5年度 ～ 令和6年度	3,481	505	2,968		8	過疎対策事業債、合併特例事業債 30年償還：年利0.9% 交付税措置率：70%

(単位：百万円)

## ポイント2一(3) 稲築地区公民館・図書館建替え事業や個別施設見直し計画に伴う公共施設の改修事業などを見込計上

事業名	計上年度	総事業費	財源内訳				地方債借入条件
			国・県補助金	地方債	その他	一般財源	
公共施設の改修事業等	令和5年度 ～ 令和7年度	5,550	300	4,950		300	合併特例事業債 20年償還：年利0.5% 10年償還：年利0.09% 交付税措置率：70%

(単位：百万円)

## ポイント2-④ その他の投資的経費を見込計上

事業名	計上年度	各年度 事業費	財源内訳				地方債借入条件
			国・県補助金	地方債	その他	一般財源	
継続事業等を踏まえた 見込計上分	令和5年度 ～ 令和7年度	800	60	382		358	平均償還年数：12.5年 平均利率：0.19% 平均交付税措置率：47.5%
	令和8年度 ～ 令和12年度	550	70	172		308	平均償還年数：10年 平均利率：0.09% 平均交付税措置率：40%
	令和13年度 ～ 令和14年度	550	70	164		316	平均償還年数：10年 平均利率：0.09% 平均交付税措置率：25%

(単位：百万円)

## ポイント3 基金の有効活用

- ① 減債基金について、義務教育学校施設整備事業分(過疎対策事業債)も含めて管理(積立・繰入)  
※ 減債基金積立の平準化(借入翌年度積立ルールを平準化)
- ② 将来の山田地区及び嘉穂地区の義務教育学校施設整備に備えるため、学校建設基金に計画的に積立で。
- ③ 大規模災害などに備えるため財政調整基金の規模を維持

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
歳入歳出差引見込額	296	313	325	406	359	447	442	488	534	175	161

積立

減債基金積立見込額	246	263	275	356	309	397	392	438	484	125	111
学校建設基金積立見込額	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

基金残高(繰入・積立後(見込運用益分含む))

財政調整基金残高見込	3,216	3,237	3,258	3,279	3,301	3,322	3,343	3,364	3,385	3,406	3,427
減債基金残高見込	2,035	1,980	1,848	1,748	1,567	1,442	1,324	1,281	1,305	1,005	702
学校建設基金残高見込	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650